平成２８年（フ）第６０３１号
東京都練馬区東大泉４丁目７－９－106
破産者　大村ひろみ（旧姓岡野）
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０５８号
東京都豊島区目白５丁目31－３－304
破産者　横田　照男（旧姓氏家）
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０６５号
千葉県浦安市堀江１丁目22―22―207
破産者　上原　潤一
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０７１号
東京都葛飾区亀有４丁目２―11
破産者　倉持　　守
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０７９号
石川県金沢市京町１－１、開始決定時の住所東京都江東区亀戸３丁目49―11―302
破産者　青野　博史
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０８４号
東京都北区赤羽西４丁目53―５―101
破産者　樋口　久晃
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０８５号
東京都大田区西蒲田３丁目17―13―201、開始決定時の住所東京都目黒区東が丘１丁目21―15　東が丘荘514
破産者　島田裕見子
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３１号
千葉県松戸市胡録台284番地の51　グループホームワカバまつど206号
破産者　金田　　清
法定代理人保佐人　宇田　章吉
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２８２号
千葉県松戸市樋野口817番地の１　ビバ・ルネサンスⅡ615号
破産者　比護　礼英
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３８３号
千葉県柏市根戸470番地58　ＨＯＵＳＥ北柏３－401号、開始決定時の住所千葉県柏市根戸417番地18　ウィングコート101号
破産者　大友　優芽
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１０２５８号
東京都大田区久が原２丁目24―10―107
破産者　本堂　　学
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０３号
東京都杉並区荻窪４丁目２－15　サンハイム
破産者　林　英美子
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１３４号
東京都板橋区大山金井町12番12号
破産者　株式会社東京オーエスケー販売
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２９７号
東京都中央区築地５丁目２番１号
破産者　有限会社長谷光
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９２２号
東京都大田区大森北４丁目３－２－202
破産者　長谷川光雄
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９４号
愛知県豊川市二見町３番地
破産者　株式会社弘昇産業
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３９３３号
大阪市天王寺区上本町６丁目７番２号
破産者　三和興業株式会社
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３３１号
大阪府吹田市江の木町27－４
破産者　株式会社アクセスクリエイト
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２００６号
大阪府枚方市宮之阪４丁目13番９号
破産者　株式会社ニチホ
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８２８号
大阪市都島区毛馬町１丁目２番５号
破産者　有限会社三成商事
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８３３号
大阪府枚方市春日西町４丁目３番１号
破産者　株式会社前田機設
1　決定年月日　平成28年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部